

筒泉寿一議員に対する辞職勧告決議

明石市議会議員は、高い倫理を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること、また、議員は、常に法令を遵守し、市民の代表者としてふさわしい人格と倫理の保持に努め、自己や一部の利益ではなく全体の利益を優先して行動しなければならない。これらは、明石市議会基本条例における議員の活動原則、明石市議会政治倫理条例における議員の責務として定められている。

しかしながら、筒泉寿一議員は、これらを遵守すべき立場にありながら、国民健康保険料の納付に関し、市から再三通知を受けていたにも関わらず長期間郵便物を放置し、2019年から2021年にかけての国民健康保険料6期分の滞納により市から議員報酬の差し押さえ通知を受けていたことが判明した。

このことは、市民からの負託を受けた議員としての自覚に欠ける行為であるとともに、本市議会の名誉を傷つけ、市民の信頼を著しく失墜させるものであり、道義的、政治的にもその責任は極めて重い。

よって、明石市議会は、同議員に対して、自らの意思と責任により、速やかに議員の職を辞することを強く勧告する。

以上、決議する。

令和3年3月24日

兵庫県明石市議会